

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）の行った一部開示決定のうち、本件異議申立ての対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として非開示とした部分は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成26年 8月19日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(1) 平成26年 7月11日付け行政文書一部公開決定通知書（26熱市第51号。以下「通知書①」という。）及び同日付け行政文書一部公開決定通知書（26熱市第52号。以下「通知書②」という。）の決裁文書（以下「本件請求文書①」という。）

(2) 通知書①及び通知書②において、行政文書の一部を公開しない理由（以下「非公開理由」という。）が異なることが認められる根拠を記載した文書（以下「本件請求文書②」という。）

2 同年 9月 2日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件請求文書①については開示とするとともに、本件請求文書②については、対象となる文書が存在しないことを理由として非開示とする、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同月 3日、異議申立人は、本件処分のうち本件請求文書②を非開示とした部分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、本件請求文書②を非開示とした部分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張し

ている異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 第三者照会で相手方より申出があった「企業活動上秘密にしたい部分」の文案をケアレスミスにより一部公開決定通知書に借用したと思われるが、ケアレスミスとして片付けられる程度のもではなく、名古屋市長名で個人を含む外部団体へ通知する文書を、「間違ってしまった」で処理するのは不当な対応である。
- (2) 正常な対応へ戻す方策を含めて、説明責任より重い説明義務の放棄等は、職務逸脱なりサボタージュを強く感じざるをえない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

通知書①及び通知書②の非公開理由について、それぞれ同一の内容で決裁を経ていたが、通知書②の作成過程において誤って記載したものであることから、本件請求文書②を作成してしない。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件請求文書②が存在するか否かが争点となっている。

2 本件開示請求に至る経緯について

当審議会の調査によると、本件開示請求に至る経緯について次の事実が認められる。

- (1) 平成26年 5月28日、異議申立人は、〇〇〇〇株式会社の復代理人となった株式会社〇〇〇〇から名古屋市証明書交付センターに対して、同年 1月 6日から同年 4月30日までの間に提出された住民票の写しの交付申請書に関する行政文書公開請求を行った。
- (2) 同年 5月29日、異議申立人は、〇〇〇〇証券株式会社の復代理人となった株式会社〇〇〇〇から名古屋市証明書交付センターに対して、同年 1月 6日から同年 4月30日までの間で最初に提出された住民票の写しの交付申請書に関する行政文書公開請求を行った。
- (3) 同年 7月11日、名古屋市熱田区区民生活部市民課（以下「市民課」という。）は、上記（1）及び（2）の行政文書公開請求に対して、名古屋市市民

経済局地域振興部住民課（以下「住民課」という。）と協議を行い、熱田区長の決裁を経た後、それぞれ同じ理由で一部公開決定を行った。

その際、市民課は、通知書①については正しく印刷したが、通知書②については住民課との協議の過程で作成した別の案を誤って印刷した。

(4) 同月25日、市民課は、通知書②の非公開理由の記載内容の誤りを訂正するため、その訂正に関する通知を持参して、異議申立人に対して説明に赴いた。

(5) 同年 8月19日、異議申立人は、本件開示請求を行った。

3 本件開示請求の対象となる保有個人情報について

(1) 市民課は通知書②を誤って印刷し、異議申立人に通知したものであり、通知書①及び通知書②に記載すべき非公開理由は同じ内容で熱田区長の決裁を経ている。

また、通知書②を誤って印刷し異議申立人に通知したことにより、通知書①及び通知書②に記載された非公開理由が異なってしまったものの、市民課が同年 7月25日に記載内容の訂正を行っていることから、本件開示請求日時点では非公開理由の記載内容は異なっていない。

(2) したがって、本件請求文書②は存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年10月22日	諮問書を受理
10月27日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月20日	実施機関の弁明意見書を受理
12月 8日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
12月10日	異議申立人の反論意見書を受理

平成27年 5月22日 (第202回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
6月12日 (第203回審議会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
7月17日	調査審議
8月21日	調査審議
8月31日	答申